

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		基準額	半額	基準額	2/3	半額
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
第2階層	第1階層を除き市町村民税非課税世帯	3,600	1,800	2,400	1,600	1,200
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税課税世帯で48,600円未満(市町村民税均等割のみ課税の世帯を含む)	13,000	6,500	11,000	7,330	5,500
第4階層	48,600円以上97,000円未満	23,000	11,500	19,000	12,660	9,500
第5階層	97,000円以上169,000円未満	32,000	16,000	24,000	16,000	12,000
第6階層	169,000円以上301,000円未満	48,800	24,400	28,800	19,200	14,400
第7階層	301,000円以上397,000円未満	64,000	32,000	29,200	19,460	14,600
第8階層	397,000円以上	73,600	36,800	29,500	19,660	14,750

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育短時間(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		基準額	半額	基準額	2/3	半額
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
第2階層	第1階層を除き市町村民税非課税世帯	3,600	1,800	2,400	1,600	1,200
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税課税世帯で48,600円未満(市町村民税均等割のみ課税の世帯を含む)	12,700	6,350	10,800	7,200	5,400
第4階層	48,600円以上97,000円未満	22,600	11,300	18,600	12,400	9,300
第5階層	97,000円以上169,000円未満	31,400	15,700	23,500	15,660	11,750
第6階層	169,000円以上301,000円未満	47,900	23,950	28,300	18,860	14,150
第7階層	301,000円以上397,000円未満	62,900	31,450	28,700	19,130	14,350
第8階層	397,000円以上	72,300	36,150	29,000	19,330	14,500

- 注) 1 年齢区分は、保育の実施を受けた日の属する年度の初日の年齢で決定します。
- 2 世帯の階層区分は、入所児童の父母の課税額の合計額で決定します。
ただし、父母の課税額が非課税の場合、同居の親族(祖父母等)の税額に基づいて保育料を決定する場合があります。
- 3 上記の表の世帯の階層区分の税額については、次のとおりです。
(1)平成30年4月から平成30年8月までの保育料は、平成29年度市町村民税額をもとに算定します。
(2)平成30年9月から平成31年3月までの保育料は、平成30年度市町村民税額をもとに算定します。
ただし、寄附金控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除が適用されている方は、その控除がなかったものとして税額の計算をします。
このため、実際の納税額と、保育料の階層決定に用いる税額が異なる場合があります。
- 4 同一世帯で、保育所のほかに幼稚園や特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設の通所部、認定こども園に同時入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している(以下「保育所等へ同時入所している」という。)就学前児童がいる場合、保育所へ入所している児童は次のとおり保育料が軽減されます。
(1)保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の高い児童が基準額どおり、次に年齢の高い児童が基準額の半額、その他の児童は無料になります。
(2)保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の低い児童が、第3子以降の児童で4歳未満の児童のときは、入所児童のうち最も年齢の高い児童が基準額の半額、次に年齢の高い児童が基準額の半額、その他の児童は無料になります。
(3)保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の低い児童が、第3子以降の児童で4歳以上5歳未満の児童のときは、入所児童のうち最も年齢の高い児童が基準額の2/3、次に年齢の高い児童が基準額の半額、その他の児童は無料になります。
- 5 同一世帯で、注4に掲げる施設等に入園・通園している児童がいない場合、第3子以降の児童で、4歳未満の児童が1人だけ保育所へ入所しているときは基準額の半額、4歳の児童が1人だけ保育所へ入所しているときは、基準額の2/3になります。
- 6 注4、5にかかわらず、母子・父子世帯(ひとり親家庭等医療費受給資格の有無で判定します。)又は障害者同居世帯の児童は次のとおり保育料が軽減されます。
(1)第2階層の児童は無料になります。
(2)第3階層及び第4階層の一部(所得割課税額77,101円未満)で、第1子の児童の場合、3歳以上児は5,000円、3歳未満児は6,000円になります。
(3)第3階層及び第4階層の一部(所得割課税額77,101円未満)で、第2子以降の児童は無料になります。
- 7 注4、5にかかわらず、第2階層で第2子の児童は無料になり、第3階層から第4階層の一部(所得割課税額57,700円未満)で第2子の児童は半額になります。
- 8 注4、5にかかわらず、第2階層から第5階層で、第3子以降の児童は無料になります。

富山市の保育料徴収額について【教育標準時間認定：1号認定（3歳以上児）】

平成30年4月以降の保育料徴収額

私立幼稚園及び私立認定こども園

階層区分		保育料 (月額)		
		第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯等	0円	0円	0円
第2 (1)	【母子等】 市町村民税非課税世帯 及び均等割の額のみ世帯	0円	0円	0円
第2 (2)	市町村民税非課税世帯 及び均等割の額のみ世帯	3,000円	0円	0円
第3 (1)	【母子等】 市町村民税所得割課税世帯 所得割額 77,100円以下	3,000円	0円	0円
第3 (2)	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 77,100円以下	5,400円	1,500円	0円
第4	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 77,101円以上 所得割額 211,200円以下	15,800円	6,700円	0円
第5	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 211,201円以上	21,000円	9,300円	0円

<備考>

- ① 世帯の階層認定は、保育を受けた子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母の課税額により行います。ただし、父母の課税額が非課税の場合、同居の親族（祖父母等）の課税額により行う場合があります。
- ② 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除は適用されません。
- ③ 第1階層、第2階層、第3階層に属している世帯については、最年長の子どもから順に2人目は上表の「第2子」欄の金額、3人目以降については0円とします。
- ④ 第4階層、第5階層に属している世帯については、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上表の「第2子」欄の金額、3人目以降については0円とします。
- ⑤ 【母子等】とは、母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯です。
- ⑥ 所得割額211,200円以下の世帯における第3子以降の園児については0円とします。
- ⑦ 所得割額211,201円以上の世帯における第3子以降の園児については、3歳児は保育料の1/2の額、4歳児は保育料の2/3の額とします。
- ⑧ この利用者負担額のほか、各園により給食費などの実費徴収や上乗せ徴収があることがあります。